

社外取締役の独立性に関する基準

株式会社バンダイナムコホールディングス

当社の社外取締役が独立性を有していると判断される場合には、当該社外取締役が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしています。

- ① 当社（当社グループ会社を含む。以下、同じ。）を主要な取引先とする者
- ② 当社を主要な取引先とする法人の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- ③ 当社の主要な取引先である者
- ④ 当社の主要な取引先である法人の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- ⑤ 当社から、一定額以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等である者
- ⑥ 当社から、一定額以上の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑦ 当社の主要株主である者
- ⑧ 当社の主要株主である法人等の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- ⑨ 当社を主要株主とする法人の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- ⑩ 当社から一定額以上の寄付または助成を受けている者
- ⑪ 当社から一定額以上の寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- ⑫ 当社の業務執行取締役、常勤監査等委員である取締役が他の法人の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の法人の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者
- ⑬ 上記①－⑫に過去5年間に於いて該当していた者
- ⑭ 上記①－⑫に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑮ 当社または当社の子会社の取締役、執行役もしくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族

- （注） 1. ①において、「当社を主要な取引先とする者」とは、⑤にあたる者を除き、当社から支払いを受けた役員報酬以外に、その者の直近事業年度において当社から支払いを受けた額の合計が1,000万円以上である者をいう。
2. ②において、「当社を主要な取引先とする法人」とは、その法人の直近事業年度における年間連結売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを受けた法人をいう。
3. ③および④において、「当社の主要な取引先である者（または法人）」とは、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（または法人）、当社の直近事業年度末における連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者（または法人）をいう。
4. ⑤、⑩および⑪において、「一定額」とは、年間1,000万円であることをいう。ただし、⑤、⑩の場合、当社から支払いを受けた役員報酬を除く。
5. ⑥において、「一定額」とは、その法人、組合等の団体の直近事業年度における総売上高の2%以上または1億円のいずれか高い方の額をいう。
6. ⑦から⑨において、「主要株主」とは直近事業年度末において、総株主の議決権の10%以上を直接または間接的に保有している株主をいう。

以 上